

辻川等整備工事その2

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、工事に関し必要事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 辻川等整備工事その2
- ・工事箇所 鳩山町大字熊井地内

(共通事項)

第3条 前条における工事については、埼玉県編集の「埼玉県土木工事共通仕様書（以下「県共通仕様書」という。）」及び「埼玉県土木工事实務要覧」により施工するものとする。この場合、県共通仕様書及び県土木工事实務要覧の用語の「埼玉県」は「鳩山町」に読み替えるものとする。

2 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用[促進]計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用[促進]実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

3 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理契約に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

4 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない

い。

(建設発生土)

第4条 建設発生土は、(株)建設資源広域利用センター（以下 UCR という）の受入地に搬出し工事間利用を図ることを想定している。

ア 受入先 (株)建設資源広域資源センターの受入地

イ 土質及び処分量 第3種建設発生土 280 m³（現場で確認すること）

2 UCR の利用にあたっては、受注者は UCR に土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCR の指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。

なお、実施にあたっては、監督員と協議のうえ、実施するものとする。

3 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例(埼玉県土砂条例)に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関(東松山環境管理事務所)へ提出するものとする。

4 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(関係法令の遵守)

第5条 産業廃棄物たる建設汚泥の取扱いに当たっては、産業廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守する。

・建設汚泥の再利用に関するガイドライン

(平成18年6月12日国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第137号)

・建設汚泥の再利用に関する実施要領

(平成18年6月12日国官技第48号、国官総第131号、国営計第38号、国総事第21号)

・建設副産物定期制処理推進要綱

(平成14年5月30日国官技第122号、国総事第21号、国総建第137号)

・建設リサイクルガイドライン

(平成14年5月30日国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号)

・リサイクル原則化ルール

(平成18年6月12日国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号)

・建設汚泥処理土利用技術基準

(平成18年6月12日国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号)

・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】

(平成14年5月30日国営計第44号、国官総第127号) 公共

・建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】

(平成14年5月30日国営計第28号)

・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針

(平成17年7月25日環廃産発第050725002号)

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株)三河解体	比企郡鳩山町大字大橋 842
アスファルト	三井住建道路(株)	東松山市松山 823

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定された「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資源の利用)

第7条 下記の再生資源を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50, (20)-50	表層及び基層等
再生粒調碎石	40 mm 以下	散策路路盤等
再生切込碎石	40 mm 以下	散策路路盤及び構造物等
再生砂	75 μ m 以下、含有率上限 50%未満	散策路路盤等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材

への設計変更の対象とする。

(搬出入計画)

第8条 資材及び機材の搬出入計画にあたっては、道路構造、沿道家屋等の十分な調査を行い、最適なルートを選定する。また、搬出入の時間帯についても、十分考慮するものとする。

(安全管理及び周辺環境への配慮)

第9条 工事区域は、上熊井農産物直売所や農地に近接しているので、これらの施設等に影響を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに十分に管理を行うものとする。また、施工に伴う振動、騒音等にも十分配慮するものとする。

(施工計画)

第10条 受注者は、工事の施工に先立ち現地調査を行い、詳細な施工計画を作成するものとし、工事着手前に監督員と協議を行い、承認を得てから工事着手するものとする。
なお、施工計画書の作成にあたっては、工程管理、段階検査、自主検査の体制についても十分に勘案するものとする。

(工事関係)

- 第11条 本工事の施工にあたっては、事前に現地の調査等を実施し、監督員に報告すること。
- 2 本工事の着手にあたっては、近隣住民に極力迷惑のかからないように事前周知・地元説明等を十分に行い、施工を開始すること。
 - 3 作業中、工事車両の出入りや場内走行中、及び作業箇所には交通誘導員を配置するとともに、歩行者等が安全に通行できるようにすること。
 - 4 現場条件等により施工が困難な場合は、監督員と協議して検討すること。
 - 5 ディーゼル自動車は、埼玉県条例に適合していることを確認するとともに、不正軽油を使用してはならない。
 - 6 製品等の仕様については、その都度監督員と協議して定めるものとする。

(水位上昇が予測される場合の対応)

第12条 受注者は工事に際し、台風・豪雨により川の水位が上昇し、氾濫等が予測される場合は、工事を中断して安全を確保するものとする。

(特定建設作業について)

第13条 本工事の対象地域は騒音・振動規制地域であり、特定建設作業を伴う建設工事に該当するため、特定建設作業の開始の日の7日前までに以下のものを発注者に提出すること。

- (1) 所定の届出書
- (2) 附近の見取図
- (3) 工事工程表

(その他)

第14条 この特記仕様書に定めるもののほかは、その都度監督員と協議して定めるものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・ 工事名 辻川等整備工事その2

- ・ 工事箇所 鳩山町大字熊井地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・ 種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 0.01 m³
- ・ 中間処理施設 狭山市広瀬台地内 大丸商事㈱
- ・ 処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入又は再資源化
(処理後に焼却又は溶融を含まず)

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理にかんする履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対処としないものとする。

2 受注者は、舗装切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。